

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED]ほか

被 告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原 告 [REDACTED]ほか

被 告 国

準 備 書 面 (23)

(朝長万左男医師の意見書について)

2019年5月10日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 吉 田 良 尚

同

弁護士 福 崎 博 孝

同

弁護士 太 田 久 美 子



目 次

1. 被爆者医療と放射線障害研究の成果

- (1) 医師への道と原爆後障害研究
- (2) 生涯持続する原爆放射線の影響
- (3) なぜ70年も持続するのか
- (4) 精神的影響も生涯持続性

2. 核廃絶運動への参加

3. 新安保法制の違憲性について

- (1) 「核抑止論」と「新安保法制における積極的平和主義」の近似性
- (2) 不戦条約から国連憲章を経て「日本国憲法を貫く平和主義」
- (3) 集団的自衛権を容認する「新安保法制の危険性」
- (4) 日本の戦後の平和外交とアジア諸国との信頼醸成

4. 日本の未来の方向性を決める「憲法違反の政府の独断」と「積極的平和主義の行き着く先」

- (1) 日本の未来の方向性を決める「憲法違反の政府の独断」
- (2) 不戦の思想を欠如した日本（安倍政権）の対応
- (3) 日本の安全保障を危うくする戦争（実践）可能態勢
- (4) 積極的平和主義の行き着く先

5. 新安保法制の成立によって受けた精神的打撃

- (1) 新安保法制の成立によって受けた「私自身の精神的打撃」
- (2) 新安保法制の成立によって受けた「被爆者の精神的衝撃」

6. 個別的自衛権による専守防衛で安全保障を築くことこそ「日本の安全保障の道」

記

昭和18年生まれの朝長万左男（まさお）氏（以下「朝長氏」という。）は、自ら2歳の時に被爆しながらも長じて医師・医学学者となり、被爆者医療とその放射線後障害（こうしようがい）の研究にたずさわり、さらには世界規模での核廃絶運動に生涯をささげている者であり、永井隆博士の治療にもかかわった父朝長正允（まさのぶ）医学博士からその志を受け継いでいる。

そして、朝長氏は、その意見書（甲B第73号証。以下「朝長意見書」とい。）において、自らの研究・運動等の経験を通じて、次のとおり、新安保法制法等に関する考え方（意見）を述べている。そして、原告らは、朝長意見書（証拠）によって、①戦争体験者原告らとりわけ被爆者原告らが、戦争特に原爆兵器による放射線後障害としての白血病等の癌発症などによって一生涯身体的にも精神的にも苦しめられること、②そのような中で彼らにとって、「平和、それをもたらしてくれた憲法9条」が至上の存在となっていること、③それにもかかわらず、これら至上の存在を否定し去る新安保法制の成立によって言葉に言い表せないような精神的打撃・衝撃を受けたことを証明するものである。

1. 被爆者医療と放射線障害研究の成果

（1）医師への道と原爆後障害研究

朝長氏は、中・高校生の当時、自らと同世代の被爆者（ヒバクシャ。以下「被爆者」という。）に増加した白血病にショックを受け、長崎大学医学部に入学して医師を目指すこととし、その入学後においては被爆者医療、特に白血病の研究を志し、昭和43年同学部卒業後には、原爆後障害医療研究所（いわゆる「原研」）に内科医として勤務し、平成2年に同内科教授を拝命して、同大学の定年退職（65歳）まで、被爆者医療と原爆後障害の研究に従事した。

その後平成19年には日赤長崎原爆病院院長に就任し、平成24年までの医

師人生を同病院での被爆者医療とその研究に捧げ、現在では純心聖母会長崎原爆ホームにおいて約400名の入所被爆者の治療に当たっている。

(2) 生涯持続する原爆放射線の影響

ア 同氏らの研究によって、「被爆後73年が経過した今でもなお、“被爆者は白血病や癌の発症が持続していること”、さらには、“被爆者に2つ目・3つ目の癌(多発癌)を発症する者が後を絶たないこと”が明らかにされいる。

そしてこれこそ、「被爆者自身が戦後の長年月をかけて自ら実証してきた結論」ということができる」としている。

イ この研究の過程において、同氏らが驚いた現象がある。その一つは、①通常のタイプの白血病の発症が1970年代の終わりにはほぼ終息しかかっていたにもかかわらず、1980年代に入ると徐々に「骨髄異形成症候群(MDS)」という“高齢者に特有の白血病類縁疾患”が徐々に増え始め、2000年代に急増してきたことであり、その二つは、②それを統計処理すると、近距離被爆者(高線量被爆者)の場合には、一般市民の増加率の約4倍であったという現象である。

ウ このことは医学界や核廃絶運動団体に衝撃を与えた。「MDSの患者の半数はその後急性白血病に進展するので、事実上、被爆者では白血病がほぼ生涯にわたり持続している」こととなる。

そして、その発症の理由についても、「放射線に被爆し、細胞の核の中にあるDNAの鎖が切断され、このDNA鎖に乗っている様々な遺伝子が傷つき、ついには癌や白血病・MDSを生じる遺伝子変異を惹き起こして発病すること」が明らかにされている。

(3) なぜ70年も持続するのか

ア また、「被爆から70年以上も経った現在でもなお、何ゆえに、被爆者に

原爆後障害が持続しているのかという点も分かってきている。「各臓器に少
数の幹細胞があり、この細胞だけがヒトの体内で生涯にわたって生き続ける
ことになるが、被爆者の場合には、この臓器幹細胞の遺伝子が1945年8
月9日一瞬にして傷ついたこと」、そして、「その傷ついた幹細胞は被爆者の
生涯にわたり生き続け、その間にDNAの傷は拡大して、ついには癌細胞が
生まれていること」がその理由と考えられている。

イ 現在、この幹細胞のDNAレベルの研究が進んでおり、まもなく原爆の放射線による後遺障害の全容が明らかにされるものと思われる。

そして、これらの「原爆放射線の生涯持続性」の発見こそが、同氏らの研
究の最大の成果といえるのであり、同時に、この科学的知見は原子爆弾が非
人道的兵器であることを直接的に証明したことになる。

(4) 精神的影響も生涯持続性

ア 朝長氏は、以上のような研究と並行して、被爆者医療の専門医として1000名にも及ぶ「被爆者」及び「県内で発症する白血病患者」の治療にあたってきたが、17歳で被爆した高齢女性に白血病を告知したとき、同女から
「先生、やはりこの60年間わたくしの身体の中には原爆が潜んでいたのですね。」と、その心の内を悲痛に吐露されたことがある。

イ 被爆者である同氏自身の健康はこれまで幸いにも比較的良好ではあったものの、同氏の研究が被爆者の後障害を対象としていたこともあり、同氏自身が常に「白血病や癌が発症するのではないか」という不安感に苛まれてき
た（もっとも、近年には、同氏自身が前立腺癌を発症し、その治療を受けている。）。しかし、この同氏や当該被爆女性の「病いの羞れや不安感の心情」
は、「すべての被爆者において生涯にわたり共通する心情」ということができ
る。

ウ そして、この共通の悲痛な心情のために、被爆者には「うつ病」などの精

神疾患に罹ることも多いことが同氏らの研究によって明らかにされている。実際に、同氏とともに長崎大学病院で仕事をしてきた或る看護助手は、「7名もいた兄弟姉妹の中でただ一人生存した者であったが、75歳の人生の中で長くうつ病に悩まされ、なおかつ最後は胃癌とMD Sに罹患する」というつらい人生を送った。

いずれにしても、同氏らの医師としての研究は、核兵器がいかに非人道的な結末をもたらすかを余すところなく解説している。

2. 核廃絶運動への参加

(1) 朝長氏は、医師・医学学者として「原爆放射線の生涯持続性」を見つめてきたことから、「核兵器をこのまま持ち続けるといつかは核戦争の勃発により人類破滅の危機に瀕する」と確信し、このこと（原爆放射線の生涯持続性）を世界に発信する決意をした。

そこで同氏は、1980年代はじめ頃から核兵器廃絶を目指す核戦争防止国際医師会議（IPPNW【注1】）に参加して国際的な運動を開始し、10年前にはIPPNWが創設した若い世代による国際核廃絶キャンペーン（ICAN【注2】）にも参加して、他の多くの被爆者とともに核兵器禁止条約の実現にも努力し、2017年ついに核兵器禁止条約は126か国の賛成で採択された。

そして、その採択後においては、条約の署名・批准を進める国際署名活動を展開し、50か国を超える批准で条約を発効させることを、被爆者とともに目指している。

【注1】 IPPNWは、1985年、米ソの核実験禁止に貢献したとしてノーベル平和賞を受賞している。

【注2】 ICANも、核兵器禁止条約の実現に寄与したとしてノーベル平和賞を受賞している。

(2) しかし、わが国政府は、同盟国で核大国の米国との関係から、核兵器禁止条

約への署名を拒否した。核廃絶の先頭に立つべき「世界で唯一の被爆国の中日本」が核兵器禁止条約への署名を拒否していることは、とうてい黙視できないできないことであり、同氏らは、日本国政府への条約参加の呼掛けにも力を尽くしている。

しかしその一方で、わが国政府（外務省）は、核兵器国側と非核兵器国側及び市民社会（I C A N）との間に生じた深刻な分断を埋めるために、2018年「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を設置し、海外から10名、国内から7名の核問題専門家を会議メンバーとして招聘し、同氏も被爆地長崎を代表してそこに招かれ、いままさに世界の核廃絶運動の流れの真っただ中で活動を継続している。

3. 新安保法制の違憲性について

（1）「核抑止論」と「新安保法制における積極的平和主義」の近似性

ア 核兵器によって戦争を抑止できるという思想（いわゆる「核兵器戦争抑止論」、「核抑止論」）は、米ソの冷戦によって生み出されたもので、「互いに多数の核兵器を保有し合えば、もはや一方的に核によって相手を屈服させるとは不可能となる」という「相互確証破壊の理論」が、「冷戦から熱戦（戦争）への展開を防止したと信じられている」とし、それに引き続いで、「この“核抑止論”と“新安保法制の根幹にある思想（積極的平和主義）”とは、ともに“武力によって戦争を抑止し、平和を維持できるという考え方”で共通し、その近似性が極めて高い」と、朝長氏は指摘している。

イ また、安倍首相は常々「集団的自衛権と十分な軍備によって発揮される抑止力こそ、平和をもたらす」と唱えているが、これこそ“武力によって戦争を抑止し、平和を維持できるという考え方”そのものであり、「核抑止論と思想的な双生児といえる」としている。しかし、これまでのわが国は、「日本国憲法の平和主義によって培ってきた『専守防衛の自衛隊』によって平和を維

持できる」と考えてきたのであり、安倍政権の新安保法制は、その歴代のわが国政府の政策と大きくかけ離れている。

そして、同氏は、「これらの2つの政策のどちらが日本の将来の、そして世界の平和を保障するか」、「これを決めることが本質的な問題である」という。

(2) 不戦条約から国連憲章を経て「日本国憲法を貫く平和主義」

朝長氏は、安倍首相のいう「積極的平和主義」に対し、パリ不戦条約から国連憲章を経て「日本国憲法を貫く平和主義」を主張し、次のように述べている。

ア 日本国の新憲法の前文や9条の戦争放棄の理念は、パリ不戦条約と国連憲章を踏襲するものであり、安倍首相らが主導する憲法改正案は、不戦の思想に対する偏見があり、根本的に誤っている。

イ 戦後の長い平和の継続は「専守防衛による平和外交」の成果であり、もし戦後レジームを否定し、そこに大日本帝国の戦前レジームへの回帰を目指す意図が隠されているのであれば、日本は第二次世界大戦の結末を自ら否定することとなり、かつての敵国・いまの同盟国であるアメリカさえも、それを認めるはずはない。

ウ 安倍首相らの改憲思想には、パリ不戦条約から国連憲章の成立、その後の日本国憲法の成立に至る「歴史的な視野」が欠落しており、「その後の国民の努力によって築かれた平和主義が貫かれた戦後レジーム」、「戦争に負けた日本の平和に対する責任と戦後の平和構築の努力」を感じ取ることができない。

エ 戦後70年の間、我々は、この日本の9条平和主義に誇りと信念をもつようになっている。戦争被害を与えたアジア諸国との新たな友好関係の構築に対する日本国民のたゆまぬ努力によって、これらの諸国からの厚い信頼が目に見える形で形成され、我々に自信を与えてきたことを実感していた。

(3) 集団的自衛権を容認する「新安保法制の危険性」

ア 「冷戦時代の核戦争の結果たどり着いた核抑止論に基づく核兵器国間の競争防止と、それを背景とする『集団的自衛権』という武力による平和維持（積極的平和主義）」という安倍首相らの考え方と、「これまでの歴代内閣が貫いてきた最小限の自衛権と専守防衛に依拠する平和維持」という我々世代の考え方には、「根本的な対立が生じている」という。

イ そしてそのうえで、同氏は、「安倍内閣のいう積極的平和主義を採用し、集団的自衛権の行使を許容する外交政策を日本がとった場合には、近隣アジア諸国との友好関係を傷つけ、米国という同盟国のみに依存する外交に陥りてしまい、将来必ずや日本に禍根を残す」とする。

つまり、わが国が集団的自衛権を容認しそれを行使することは、「米国の軍事政策に無条件で追随する道」を開くことになり、特に米国の現政権のような不安定な外交・軍事政策にむやみに追随することは、「いかに同盟国であつたとしても慎重でなければならない」としている。

(4) 日本の戦後の平和外交とアジア諸国との信頼醸成

ア そして同氏は、「中国、北朝鮮、さらには韓国、これら近隣諸国と将来的に平和構築をしていくことこそが、日本にとって最も重要な課題であり、やるべきことは平和外交の継続である」という。この場合には、「対話による信頼醸成が基本」となり、「いたずらに集団的自衛権を主張し行使することは、戦後73年の長きにわたって築いてきたアジア諸国との信頼関係を危ういものにする」というのである。

イ そして、「日本の憲法改正の動き、特に集団的自衛権の確立の動きは、現在多くのアジア諸国に不安と懐疑を惹き起こしつつあり、日本の戦後の伝統的な平和外交が、積極的平和主義という用語に置き換えられて曖昧化されいく」という。

4. 日本の未来の方向性を決める「憲法違反の政府の独断」と「積極的平和主義の行き着く先」

(1) 日本の未来の方向性を決める「憲法違反の政府の独断」

ア 集団的自衛権を容認しそれを行使できるようにしようとする「安倍政権の取組み」は、核兵器廃絶という日本国民が希求する政策とは真逆のものである。核なき世界への希求を続けている広島・長崎の被爆者と日本国民を裏切るものである。そして、集団的自衛権の閣議決定とその後の政策実行は、「米国の核の傘」依存政策に相通ずるものがある。安倍政権が、個別的自衛権と集団的自衛権の定義の差異も十分に説明できないまま、わが国のはとんどの憲法学者の反対の声を無視して拙速に法律化したことは、立憲民主主義の根幹を破壊するものであって、米国の要望と圧力に屈した感があり、「怒りの感情さえ湧いてくる」とまでいっている。

イ そして、現在の米国政権は、日本が集団的自衛権を認める方向に憲法解釈の舵を切ることを歓迎していると思われるが、「いずれ日本が自衛隊を国防軍として集団的自衛権を行使するようになったら、米国自身が日本の戦前レジーム復活に手を焼くことになるものと想像される」とし、「米国の支配層は、安倍政権の軍事強国化を懸念し、戦前の日米対立の再現を危惧し、日本の核保有の意志さえも疑うようになる」といい切る。

(2) 不戦の思想を欠如した日本（安倍政権）の対応

ア 現代は戦争を否定する国連憲章を「日本を含む加盟国全員が認めている時代であり、「新安保法制の議論は歴史的な人類の進歩を見誤っており、国際紛争に対しては、国連の枠組みと日本の外交力と個別的自衛権の行使で十分に対応可能である」と、同氏はいう。そして、安倍政権は、国民の北朝鮮への不安や韓国への不信をあおるところが見受けられ、北朝鮮と同様の「危険

な瀬戸際外交といわざるを得ない」ともいうのである。

イ さらに続けて、同氏は、「もちろん、核兵器のない世界を目指すうえではいくつもの重要課題が世界に山積している」ことも認めた上で、世界が解決しなければならない重大な問題としては、北朝鮮の核兵器、ロシアとNATO諸国間の核兵器対立、インド・パキスタンの核兵器対立、イスラエルの核兵器問題等があるが、「これらはいずれも国連の枠組みにおける対話と信頼醸成で解決すべき課題である」としている。

(3) 日本の安全保障を危うくする戦争（実践）可能態勢

いずれにしても、同氏は、「日本の安全保障は、これらの世界の核兵器を巻き込んだ国際問題に比べれば、わが国固有の問題であり、北朝鮮危機や中国との領土問題をあげついで、集団的安全保障の重要性を過度に強調すべきことではない」とし、「戦争の危機はそこまで膨らんだ状態」ではなく、「日本が再度方向転換して平和主義に回帰すれば、これらとの平和構築はもっとやすくなる」という。

そして、「安倍内閣の政策は、日本の将来の平和と世界の安全保障の現状を見えた上での大局的な見地からのものとはとても言えず、国民の多くは大きな不安を抱えている」というのである。

(4) 積極的平和主義の行き着く先

ア そして最後に、同氏は、「武力による平和維持」は、武力増強についての歯止めのない中では「必ず軍拡につながる」のであり、「現に、日本と中国との間では既にそれが生じており、危険な状態に陥っている」と主張する。しかし、「このようなことについてこそ、わが国は、『外交努力による平和維持』と、『最小限の自己防衛を可能とする軍備による平和維持』のバランスを巧みにとっていくべきなのである」という。このような観点からすれば、

いまさに、「日本国憲法の神髄が發揮されなければならない時期なのである」ともいっている。

イ いずれにしても、安倍政権がどういう詭弁を弄しようとも、「積極平和主義には戦死者も出るという意味が当然含まれる」のであり、「その犠牲によって平和をあがなう思想が基本となる」はずである。しかし、積極的平和主義についての安倍首相の答弁を聞く限り、「これは抑止であって、戦闘を予防するためである」という説明だけで、「積極的平和主義を貫くことには、戦死者という犠牲も伴う」という言葉は見られず、「自衛隊員の総帥である安倍首相の心構えの脆弱さにため息が出るばかりである」という。

5. 新安保法制の成立によって受けた精神的打撃

朝長氏は、安倍内閣によって新安保法制が成立し施行されたことによって、同氏自身が受けた精神的打撃、被爆者が受けた精神的衝撃について、次のように説明している。

(1) 新安保法制の成立によって受けた「私自身の精神的打撃」

ア 同氏は、まず、「我々の父祖世代が戦った第二次世界大戦は、我々戦後世代にも大きな影響を与えた。敗戦、連合軍による占領、日本国憲法の成立。新しい平和国家建設を目指す戦後が始まり、新しい憲法による教育により育まれ、誤った侵略戦争を反省する気持ちから、新たなアジア諸国との交流が課題となり、たゆまぬ努力によって平和国家の実績を築いていったが、これがまさに我々の世代といいう。」という。

そしてそのうえで、「そのような世代に属する者にとって、特に原爆の洗礼を受けた被爆者世代にとっては、安倍内閣による新安保法制の成立は、戦後深く身につけた自らの日本人としてのアイデンティティーを根底から否定されるという大打撃をこうむつた。」としている。

また、「現在の日本の北朝鮮、韓国、中国との平和的交流基盤の崩壊を目の

当たりにしている不安感、「将来の日本の平和に確信を持てなくなった国民としての自信喪失感」等がない交ぜになって、「ここ数年精神的不安定性を感じざるを得ない」とまでいう。

イ そして、「祖国日本の戦争での敗戦と原爆の後遺症という負の体験を出発点とした私の場合は、戦後の日本の平和国家のイメージの確立は、アジア諸国の医師たち、特に韓国、中国の医師たちとの共同研究などにおいても大きな自信を与えてくれた。これがもろくも崩壊しつつある今の日本に『絶望』を禁じ得ない」、「これは国際的にも活動している自らの精神に、虚無感という危険な側面が生じつつあることを告白せざるを得ない。」「日本を捨ててどこかに亡命するか？というような密かな感情の芽生えを感じることが時々ある」、「被爆者として核廃絶運動に身を投じてきた半世紀を超える活動基盤ががらがらと崩れる感じがする」とまで言わしめているのである。

(2) 新安保法制の成立によって受けた「被爆者の精神的衝撃」

ア 以上を前提として、同氏は、被爆者一般について、「被爆者にとってはそれにも増して、戦後の苦難の被爆者としての人生の再生と、二度と原爆の惨害を他の人間（すなわち人類）に味合わせたくないという必死の思いと、その思いによって戦後70年を必死に生き抜いてきた自信と自負（被爆者としてのアイデンティティー）が根底から崩れていく思いに至っている。そして、その状況を新安保法制がもたらしているといい、「この一点は多くの戦争体験者と被爆者に共通している心情である」というのである。

ウ 「世論調査では過半数の国民が同法案に反対しているにもかかわらず、与党自民党などの数の力によって法案は易々と通過した。憲法の番人ともいるべき法制局長官のいとも簡単な首をすげ替え、集団的自衛権の閣議決定、不十分な法案審議と強行採決。立憲主義に基盤をおく日本の戦後の国体は死に瀕している。」と、その精神的衝撃の大きさを「瀕死の日本」という言葉で表

現している。

6. 個別の自衛権による専守防衛で安全保障を築くことこそ「日本の安全保障の道」

これまで述べてきたことを前提として、朝長氏は、以下のような「わが国のとるべき道」を主張している。

(1) 安倍政権は今、「国民の生命の安全、財産の保全にとって武力は不可欠と説明し、集団的安全保障政策による積極的平和主義こそが日本に平和をもたらす」というが、今なお多くの課題を抱える韓国、北朝鮮、中国との外交関係をみても、「集団的自衛権によって力による戦争抑止をもって、これらの国との平和構築が実際に可能となるのか。その答えは『否』である」と、同氏はいう。

そして、「礼節を重んじる対話こそが、これから信頼醸成に必須であり、武力は自衛の範囲でのみ使用するのが望ましい」、「積極的平和主義によって出兵するような事態になれば、いまの平和は維持できるどころか、崩壊する」といい、「“武力による平和”ほど危ういものはない」と結論付けている。

(2) そして、同氏は、「核廃絶が進まない理由もそこにある」として、「核兵器が平和維持に必須となれば、永遠に核廃絶は実現しない」という。そして、「人類が核なき世界を真に望むならば、どこかの時点で核兵器の全廃を決意しなければならない」と断言し、「今こそ、その最大のチャンスが核禁止条約の成立で訪れているが、核兵器国と日本などの核抑止依存国が見向きもしない状況では、医師などの目から見ると、まさに地球規模の疫病に冒されているようにしか見えない」、「積極的平和主義もこれを捨て去る覚悟を決めなければ、永遠の軍備拡張を続ける日本の将来が目に見える」と述べて、この意見書の筆を置いている。

以上